

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大阪府北堺警察署協議会
開催日時		令和6年2月21日（水） 午後3時から 午後3時35分までの間
開催場所		大阪府北堺警察署 4階講堂
出席者	委 員	吉澤会長 大城副会長 吉村委員 久保委員 松田委員 酒井委員 今野委員 槇峰委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 会計課長 留置管理課長 生活安全課長 刑事課長 交通課長 警備課長 刑事課長代理 広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長あいさつ 日頃は、署長をはじめ、北堺警察署の皆様には治安維持の観点から御尽力いただきありがとうございます。 最近は犯罪も増えてきているとお聞きしています 御出席の協議員の皆様、お忙しい中御出席いただきありがとうございます。 簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。 2 署長あいさつ 本日は、公私共にお忙しい中、「北堺警察署協議会」に御臨席賜り、誠にありがとうございます。 また、平素から様々な警察行政に関し、深い御理解と御支援を賜り、改めて感謝を申し上げます。 さて、昨年、令和5年中の北堺警察署管内の治安情勢を顧みますと、刑法犯認知件数は約1,200件となり、前年の約1,000件より約200件、約22%増加し、府警が重点的に対策を講じている特殊詐欺につきましても前年の19件より6件増加して25件発生しております。 また、前回の会議でも御説明させていただいたとおり、当署管内では自転車盗が増加しており、これは大阪府下でも増加傾向であり、当署では約440件発生し、前年約320件より約120件、約38%の増加となり、住民にとって身近な犯罪として、北堺署の指定犯罪に指定して防犯・検挙対策を継続的に実施しております。 自転車盗の大きな要因として無施錠があり、防犯係を中心にプロジェクトを発足して、無施錠の方に鍵を掛けてもらうため、タグの取り付け

議 事 概 要

等を行い、抑止のため署全体で取り組んでいます

交通事故につきましては、昨年１年間で当署管内の交通死亡事故は残念ながら１件発生し、尊い命が失われています。

一昨年の令和４年にも、同じく列車と歩行者の接触で同じ踏切で死亡事故が発生しており、鉄道会社と共に、抑止に向けて取り組んでいます。

大阪府下では148名の死者が出ており、前年比プラス７人となっており、２年連続全国ワーストワンになっています。

本年も、街頭活動を中心に、交通死亡事故の抑止活動を強力に進めていきます。

その他、管内の犯罪発生状況につきましては、このあと担当幹部から説明させていただきます。

最後になりますが、本年に入り、最大震度７を観測した能登半島地震、羽田空港で発生した海上保安庁と日本航空の航空機同士の衝突事故等、年明けから警察の職責を再確認させられる事案がたて続けに発生しております。

今後も北堺警察署では、住民が安心して暮らせる「安全なまち北堺」の確立に向けて、緊張感を持って署員一丸となって各種警察活動を推進してまいりますので、引き続き御指導、御鞭撻をお願いします。

本日も、委員の皆様方から忌憚のない御意見、御要望を頂戴し、今後の警察行政に反映していきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。以上で私の挨拶とさせていただきます。

４ 業務概要説明

(１) 刑事課長代理

管内の刑法犯発生状況等について

(２) 交通課長

管内の交通事故発生状況等について

５ 議事

(１) 「自転車の車道通行について」

【委員】

自転車通行の際、歩道に「自転車通行許可」標識のある道路では歩道上を走行していますが、標識が無いいわゆる歩道のない道路では左端を通行しています。

このとき、後方から自動車が自転車を追い越す場面に遭遇することがよくありますが、支障の無い（安全な）間隔を空けずに自動車が追い越していきます。

この時の自動車と自転車の間隔については交通規制上の規定がないと理解していますが、事故発生の懸念がありますがいかがでしょうか。

特に、自転車が道路側溝上を走行しないと事故回避できない状況や、交差点に停止線がある場面では、追い越し直後の交差点手前での左に寄る停止によって自転車が急なブレーキをかける場面があります。

議 事 概 要	【警察】 「自動車の運転者が自転車を追い越す場合には、自動車運転者は、まず、先行する自転車の右側を通過しうる十分な余裕があるかどうかを確かめると共に、あらかじめ警笛を吹鳴する等して、その自転車の運転手に警告を与え、道路の左側に避譲させ、十分な感覚を保った上、追い越すべき注意義務がある」との判例がありますが、具体的な間隔は明記されていません。 これは、自転車は大きさ、速度、運転者の年齢等それぞれ条件が異なることから具体的な間隔は明記されていないと思われます。 よって、自動車運転者は自転車を追い越す場合は自転車の右側を十分な余裕がある間隔で通過するのが妥当だと思われます。 (2) 「交番・駐在所連絡協議会について」 【委員】 参加させていただいている本警察署協議会では、「大阪府警察署協議会条例」が規定され運営されていますが、私が居住する地域でも交番連絡協議会で交番勤務の署員の方々と地域住民が意見交換や情報提供等交流しています。 日々多忙な状況の中、地域の安全・安心に貢献されていると理解しており、交番の存在意義が地域に示されていると思います。 そこで、北堺警察署管内の交番連絡協議会の開催概要について御教示願います。 【警察】 交番連絡協議会については、「交番・駐在所連絡協議会実施要綱」が制定されており、この要綱に基づいて、地域住民の様々な意見・要望等を把握し、警察運営に反映させるとともに、適切な地域安全情報を提供する等、警察と地域住民等とが相互に協力し、安全で平穏な地域社会の実現を図っています。 北堺警察署では8交番の所管区ごとに交番連絡協議会を設置しており、令和5年には8交番とも交番連絡協議会を開催しています。 また各交番連絡協議会の構成メンバーにつきましては、自治会役員等、地域の実情に通じたコミュニティ・リーダー等で地域住民の信望の厚い適任者に委員となっておられます。 ただ、個人が特定されることもありますので、個別の役職は教示できないことを御容赦願います。
---------	--